

（漁業権更新に伴う10年に一度の遊漁規則の変更）

1950年の朱鞠内湖淡水漁業協同組合設立以来、釣り人のお力添えを頂き、朱鞠内湖・宇津内湖の魚類資源は枯渇することなく現在に至ります。皆様も実感されていると思いますが、特にイトウの資源量は資源量調査によって安定した状況にあることが確認され、釣果も増加傾向にあります。

当組合は遊漁をメインにした活動にシフトしてこの四半世紀、サケ科魚類の重要な産卵河川であるブトカマベツ川・泥川・陰の沢川において漁業権を取得し、禁漁区域を設置することで、資源管理を行っております。湖内では漁業者には乱獲の恐れがある網類でのイトウ捕獲の禁止、釣り人にはキャッチアンドリリースやシングルバーブレスフックの義務化など、規則改正の都度魅力的な釣り場環境の創出に努めて参りました。今回も規則改正に伴い、更なる資源管理と釣り場環境整備を行うこととしました。

具体的には新たにモシリウンナイ川、ウツナイ川へ漁業権区域を拡大しました。モシリウンナイ川はかつてイトウの産卵が確認されなくなった絶滅河川の一つであり、稚魚放流による再導入を進めた結果、イトウの産卵河川として復活し、現在は重要な産卵河川と位置付けられています。またウツナイ川は宇津内湖における重要な産卵河川ですが、これまで漁業権が設定されておらず、資源管理を行う上での不安要素となっていました。今回の漁業権設定により、安定した資源の維持に努めてまいります。

遊漁規則についてはレギュレーションの追加・変更を行いました。大きなものとしては近年の物価の高騰に伴う遊漁料の見直しがあります。現在当漁協における年間の延べ遊漁者数は約15000人、そのうち冬シーズンが約11000人、春～秋シーズン4000人ほどであり、春～秋シーズンの遊漁収入は440万円（現在の遊漁料1,100円×遊漁者延数約4,000人）です。この収入で前述の資源管理と釣り場環境整備を継続することは困難になりつつあります。当組合が今後も皆様に親しまれる釣り場環境を提供し続けるために、ご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

- 遊漁券の販売はスマートフォンによる販売「つりチケ」
- 販売所での購入

※「釣りけんくん」遊漁券の自動販売機は廃止しました。

※ 釣りをする前に購入をお願いします。

※ 監視員による現場での遊漁券発行は1,000円加算されます。

夏季シーズン（9月～12月10日まで）

- 対象種：イトウ・アメマス・ヤマベ（湖沼型サクラマス）

（疑似）ルアーフライ 1日 1,500円 1週間 4,500円
1ヵ月 10,000円 シーズン 22,000円

（釣り）餌釣りなど 1日 2,500円 1週間 7,500円
1ヵ月 15,000円 シーズン 33,000円

- 対象種：ワカサギ（釣り）（たも網）1日 500円

- 対象種：コイ・フナ（釣り）1日 500円

※遊漁者が幼児の時は無料、小中高等学生又は障害者手帳保有者のときは掲げる額の2分の1に相当する額とする。幌加内町内に住民票がある場合は大人は半額とし、小中高等学生又は障害者手帳保有者は無料とする。



つりチケiPhone



つりチケ・Android

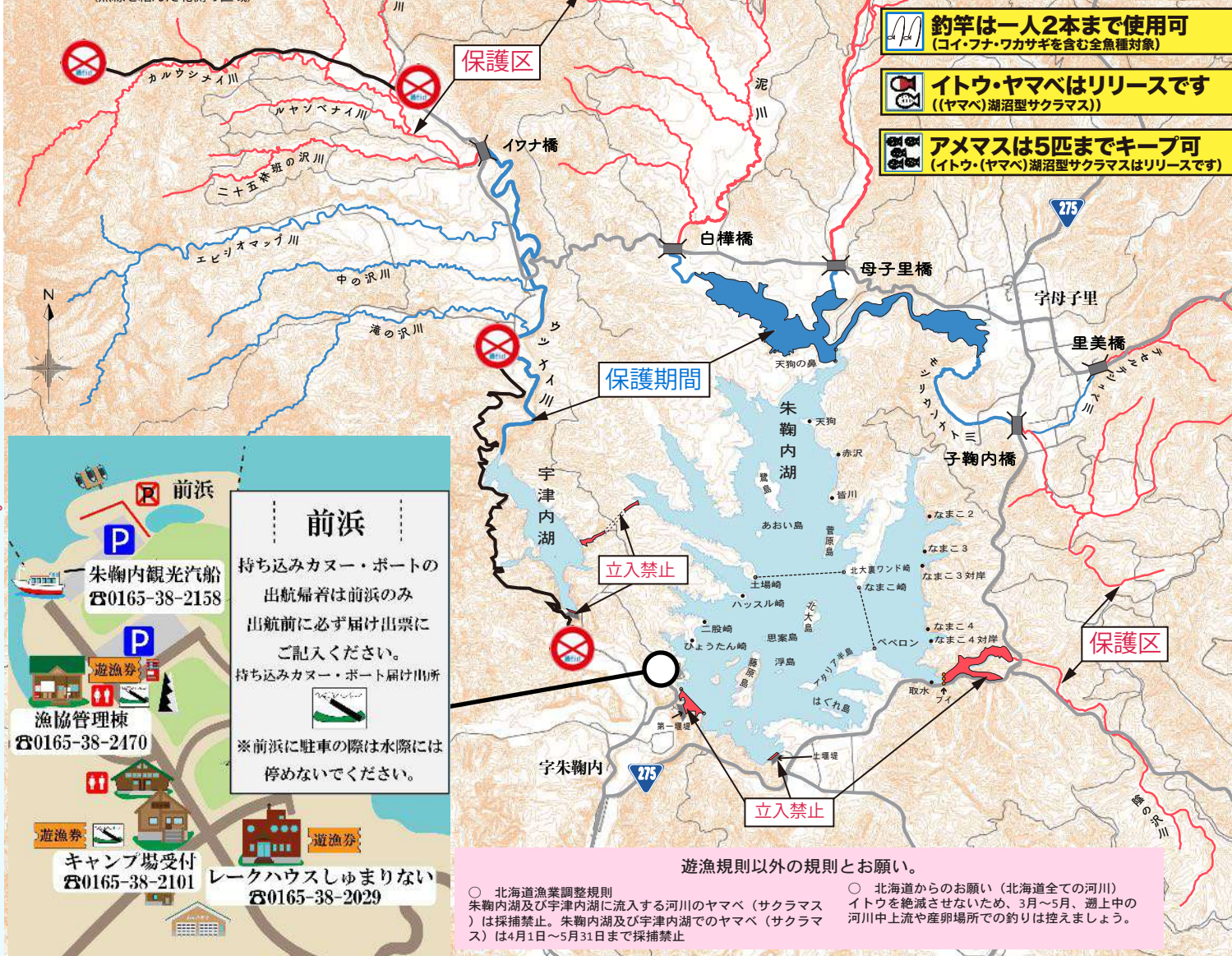
朱鞠内湖淡水漁業協同組合 遊漁規則 R5年 9月～12月 フィッシングルール

朱鞠内湖及び宇津内湖と流入河川は
12月11日～1月9日及び4月11日～4月30日
の期間は禁漁です。

周年禁漁区域

期間禁漁区域
(5月1日～5月20日)

遊漁者持ち込みの船舶規制区域
(点線を結んだ北側の区域)



遊漁規則以外の規則とお願い。

○ 北海道漁業調整規則
朱鞠内湖及び宇津内湖に流入する河川のヤマベ（サクラマス）は採捕禁止。朱鞠内湖及び宇津内湖でのヤマベ（サクラマス）は4月1日～5月31日まで採捕禁止

○ 北海道からのお願い（北海道全ての河川）
イトウを絶滅させないため、3月～5月、遡上中の河川中上流や産卵場所での釣りは控えましょう。